

中央学院大学情報システム利用規程

(平成13年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は中央学院大学情報システム（以下「情報システム」）の利用について必要な事項を定めるものとする。

2 この規程の中央学院大学情報システムとは、本学が管理するパーソナルコンピュータ、ホストコンピュータ、学内ネットワーク、インターネット、ネットワーク機器、ソフトウェア、データベースをいう。

(利用目的)

第2条 情報システムは本学における教育・研究・事務に利用するものとする。

(利用資格)

第3条 情報システムを利用できるものは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 本学の教職員。
- (2) 本学の学生。
- (3) その他特に情報教育・情報システム運営委員会が適切と認めた者。

(利用申請)

第4条 情報システムを利用する者は、所定の「情報システム利用申請書」（以下「申請書」という）を事務局に提出し、第5条の承認を受けなければならない。

(利用承認)

第5条 情報教育・情報システム運営委員会は、前条の申請が適切であると認めたときは、情報システムを利用する有効期限を定めて、これを承認するものとする。

2 情報システムの利用承認を受けた者（以下「利用者」という）は第8条に定める利用の遵守事項を守らなければならない。

(利用者コード発行)

第6条 利用者に対して、事務局は利用者コードを発行する。

(利用者コードの管理)

第7条 利用者は利用者コードの漏洩・盗難・紛失がないように管理しなければならない。また、漏洩・盗難・紛失があった場合は事務局に報告するものとする。

2 上記の報告に基づいて、事務局は利用者コードの再発行をする。

(利用者の遵守事項)

第8条 情報システムの利用者は、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 利用者コードを第2条に定める利用目的以外に利用し、また第三者に利用させてはならない。
- (2) 情報倫理に反する行為の禁止。
- (3) 公序良俗に反する社会的行為の禁止。

2 前項の各号に定めた事項に違反した場合は、学則の定めにより処置することとする。

(利用者の停止)

第9条 情報教育・情報システム運営委員会は利用者に対して、第8条の第2項により、情報システムの利用を停止することができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるほかに、情報システムの利用に関して必要な事項は情報教育・情報システム運営委員会で協議する。

2 この規程の細則等に関する内規は、別途定める。

3 この規程に定める事務局は、情報システム部情報メディア課とする。

4 インターネット利用のガイドラインについては、別途定める。

5 リモートアクセス VPN 接続利用細則については、別途定める。

(改正)

第11条 この規程の改正は、情報教育・情報システム運営委員会と教授会の意見を聴いて、学長が行なう。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(一部改正)

2 平成15年1月16日 一部改正

3 平成16年1月27日 一部改正

4 この規定は、令和5年4月1日に一部改正し、令和5年4月1日から適用する。

5 この規定は、令和6年7月10日に一部改正し、令和6年4月1日から適用する。